



令和8年度 健康経営宣言



～ 従業員の健康維持・増進に積極的に取り組み 働きやすい職場づくりを目指します ～

①従業員の健康課題の把握と対策の検討

- ・定期健康診断受診率100%
⇒現在定期健診の受診率は100%だが、再検査受診率についても100%を目指す。
- ・ストレスチェックの実施
⇒年1回の実施を継続して行う。
高ストレス者については、希望者に医師面談を実施。

②健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくり

- ・多様な働き方実現に向けた取り組み
⇒家庭の事情による休暇(育児休暇・介護休暇など)を取得しやすい職場づくりを行うことで、従業員の仕事と家庭生活の両立を図る。
- ・コミュニケーションの促進に向けた取り組み
⇒忘年会や焼肉会等を企画し、従業員同士が交流できる場を設ける。

③従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策

- ・ウェルネスサポート制度を導入
⇒人間ドック、乳がん検診、禁煙外来等の健康診断費用を補助。
マラソンや球技大会等の健康づくりにつながるイベント参加費用を補助。
社内公募で10名以上が参加する健康系イベント(卓球大会、運動会等)を企画し、会社が承認した場合に費用を補助。
- ・運動機会の増進に向けた取り組み
⇒ボウリング大会や、年に数回スポレクを計画し、運動できる機会を提供する。
本社別館に卓球台を設置し、気軽に運動できる場所を提供する。

・ストレスゼロに向けた取り組み

- ⇒リフレッシュルームを設置し、職員同士が気軽に会話できる場を設けてストレス解消を図る。
リラクゼーションスペースとして屋上を開放し、気分転換を図る。

・ライフワークバランスの確保に向けた取り組み

- ⇒有給休暇を取得しやすい職場環境を整え、従業員の健康と生活に配慮する。

・熱中症予防対策

- ⇒熱中飴とスポーツドリンクの設置・ファン付ベストや瞬間冷却材の活用により、熱中症の発生を未然に防ぐ。

・受動喫煙対策

- ⇒社屋内は全面禁煙、所定場所以外での喫煙禁止を徹底する。

・従業員の感染症予防に向けた取り組み

- ⇒全従業員に対して、年1回インフルエンザワクチン接種を会社負担で実施。

・不調者への対応に対する取り組み

- ⇒メンタル不調の予兆がある場合は、業務軽減や休職などの対策を検討する。
発熱などの症状がある場合は、当日から出社を禁止。
経過観察し、部門長の許可がでるまで自宅待機。

・長時間労働者への対応に向けた取り組み

- ⇒長時間労働者(残業42h/月を超える者)への対応策として、部門長に対して経営管理部から指導を実施。

株式会社イーエス総合研究所
代表取締役 伊藤 幸一